



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

見守りで防ごう！消費者トラブル



島根県観光キャラクター
しまねっこ
鳥獣免許第8589号



作：柏屋コッコ

事例を知って警戒し、対応方法を知することは、消費者トラブル防止の重要なアクションです。

高齢者等の見守り活動の際には、消費生活に関する話題でひと声呼びかけを。

消費に関する注意情報を伝えましょう

「不審な電話に気をつけて」「一人の時は鍵をかけて」など、トラブルの情報や被害の防止方法について、ふだんの見守り活動に、ひと言つけ加えましょう。

困った時の相談先

お近くの消費生活センターや市町村の窓口、警察など、消費生活に関する相談先を知り、実際に相談を受けた時には、相談先を案内してあげましょう。

声かけのポイント

相談が必要な人に出会ったら…

「一緒に調べてみましょう」
「相談できる方はいますか？」など、相手に寄り添う言葉がけで、落ち着いて話せるよう傾聴し、相談先につなぎましょう。



NGワード

相談者は、不安でいっぱいです。
「だまされてるんじゃない？」「気が付かなかったの？」など、決めつけたり、責めたりする言葉は、相手の心を閉ざし、相談する気持ちを失わせてしまいます。



消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいや**

消費者ホットライン

局番なしの

188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益益合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657